

錦江町農業委員会 1 月総会議事録

○ 開催日時 平成31年1月25日（金） 午後3時30分から

○ 開催場所 錦江町役場 会議室

○ 出席委員（農業委員15人、農地利用最適化推進委員8人）

会長	1 番	宿利原勝吉
代理	2 番	鈴 一麿
委員	3 番	鍋 康博
〃	4 番	鳥越 秀一
〃	5 番	徳永 哲朗
〃	6 番	坂元 博美
〃	7 番	寺田 郁哉
〃	8 番	安水 純一
〃	9 番	元丸 敏朗
〃	10 番	貫見 和洋
〃	11 番	毛下 利美
〃	12 番	内菌 雄治
〃	13 番	宿利原 進
〃	14 番	本釜 好子
〃	15 番	平原 榮

農地利用最適化推進委員

〃	内菌 政文
〃	水流 佳文
〃	竹原 政洋
〃	安水 峯晴
〃	西川 健児
〃	折小野 道男
〃	横原 利己
〃	弓指 義洋

○ 欠席委員

農地利用最適化推進委員 山中 徹

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 川越正治

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第35号 農地法第3条許可申請（所有権移転）について

議案第36号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第37号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第38号 非農地証明願について

議 長	<p>只今より平成31年1月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日は、山中推進委員が欠席ですが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に10番 貫見委員と11番 毛下委員を指名いたしますので、よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	議案第35号 農地法第3条許可申請(所有権移転)についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>それでは議案第35号について説明いたします。</p> <p>受付番号16号の譲渡人は、M・Mさん、U自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代川原字神渡853番1、地目は田、地積は215㎡となっています。</p> <p>譲受人はN・Rさん、U自治会在住の方です。この申請は売買による所有権移転となっています。N・Rさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、自作地1,496㎡、小作地1,900㎡で、水稻を主体とした経営をされています。農業機械等の所有状況は、トラクター1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、10番 貫見委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を10番 貫見委員お願いします。

<p>10番 貫見委員</p>	<p>はい。調査報告をいたします。 この物件については、譲渡人のN・Rさんの方からN・Rさんに自宅の近くにある田んぼを買ってくれということで話をされたようです。Rさんも近くに探していたということで、今回の3条での申請となったところです。何ら問題は無いかと思しますので、よろしく願いいたします。単価は因みに〇万円だったそうです。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 ただいま、担当調査員から調査報告がありました。質疑はありませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これから、議案第35号を採決します。 お諮りします。 議案第35号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。 したがって、議案第35号については、原案のとおり決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、議案第36号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは議案第36号について説明いたします。 受付番号5号の譲渡人は、S・Kさん、S自治会在住の方です。申請地は馬場字深山ケ崎4177番1、地目は畑、地積は3,101㎡となっています。 譲受人はK・Hさん、S自治会在住の方です。この申請は売買による所有権移転となっています。K・Hさんの経営状況は、世帯員1名、労働力1名、自作地、小作地は無く、養鶏を主体とした経営をされています。農業機械等は借用となっています。 この件の担当調査員は、2番 鈴委員です。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を2番 鈴委員お願いします。</p>

2 番 鈴 委員	はい。この案件は先月あっせんに上がって来た内の一部でございます。あっせんが成立ということでございまして、全部で〇〇万円でした。以上です。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、担当調査員から調査報告がありました。質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第36号を採決します。 お諮りします。 議案第36号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第36号については、原案のとおり決定しました。
議 長	次に、議案第37号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。 お諮りします。 会議資料のとおり、今回は26筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を4回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、先ず、議案第37号のうち、受付番号421号から426号までを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第37号のうち、受付番号421号から426号までについて説明します。 先ず、受付番号421号の貸し人はO・Yさん、S自治会在住の方です。申請地は田代麓字御手洗119番1、地目は田、地積は233㎡となっています。貸付期間は平成31年1月26日から平成40年12月14日までで、小作料金は5,000円となっています。

借り人はS・Mさん、N自治会在住の方です。S・Mさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、小作地20, 119㎡で、水稻、養鶏を主体とした経営をされています。農業従事日数は350日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、ハーベスター、田植機、バインダー。動噴各1台となっています。

次の受付番号422号の貸し人はA・Tさん、N在住の方です。申請地は田代麓字中村上原5569番1、地目は畑、地積は2, 719㎡となっています。貸付期間は平成31年1月26日から平成35年12月14日までで、小作料金は21, 600円となっています。

借り人はY・Hさん、Y自治会在住の方です。Y・Hさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地8, 477㎡、小作地124, 821㎡で、肉用牛、水稻を主体とした経営をされています。農業従事日数は250日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、ホイールローダー、モア各1台となっています。

受付番号421号、422号の担当調査員は、3番 鍋委員です。

次の423号、424号の貸し人はM・Kさん、K県在住の方です。申請地は、423号が馬場字宮下1833番1、地目は田、地積は1, 009㎡、424号が馬場字宮下1833番2、地目は田、地積は64㎡で、2筆の合計は1, 073㎡となっています。貸付期間は平成31年1月26日から平成35年12月14日までで、小作料金は全部で15, 000円となっています。

借り人は、(株) T・Fさん、K自治会に拠点を置く法人です。(株) T・Fさんの経営状況は、構成員2名、雇用が23人で5, 700日、自作地1, 485㎡、小作地222, 796㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。農業機械の所有状況は、トラクター7台、乗用防除機3台、トラック17台、管理機3台となっています。

この件の担当調査員は、7番 寺田委員です。

次の受付番号425号、426号の貸し人はD・Uさん、D自治会在住の方です。申請地は、426号が城元字池ノ尾4620番1、地目は畑、地積は11, 909㎡、427号が城元字斜木4295番3、地目は畑、地籍は6, 885㎡で、2筆の合計は18, 794㎡となっています。貸付期間は平成31年1月26日から平成40年12月14日までで、小作料金は10a当たり5, 000円となっています。

借り人はD・Iさん、D自治会在住の方です。D・Iさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、自作地、小作地共にありません。今後、甘藷、白菜を主体とした経営をされる予定です。農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター1台となっています。

受付番号425号、426号の担当調査員は、8番 安水純一委員です。
以上です。

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。先ず、受付番号421号、422号について、3番 鍋委員お願いいたします。</p>
3 番 鍋 委員	<p>はい。説明をします。</p> <p>初めに、421番は新規の案件です。場所は田代の中央運動場取り付け道路の横を流れています長谷川を上流へ約600mほど遡った所にあり、Sへの入口付近になります。前の耕作者の契約満了から、この圃場の周辺で広く耕作されているSさんへ相談したところ成立したものです。借り人のSさんは地鶏の平飼いを800羽ほどと独自のルートでの玄米販売を中心として生計を建てておられます。水利組合長も引き受けられるなどされ、担い手農家として奥さんと二人で頑張っておられます。錦江町の定める要件はクリアしていると思いますので、問題は無いと思います。それから面積の割に小作料金が少し割高であります。これは事情がありまして、隣接の水田約720㎡が名義は他人になっておりますけれども、実質Oさんの所有ということで、この分もかみした料金ということになっております。</p> <p>次に422番ですが、これは継続の案件です。場所は中村上原でして、度々説明をさせて頂いているとおりで、田代中学校の隣接地に広がっている肝属南部で開発されました畑かん団地です。この中の一角にあります。借り人のY・HさんはY・Hさんの息子さんで、現在認定農業者会の会長でもあります。親子共に認定農業者であり、生産牛39頭を飼われており、親子で一生懸命頑張っておられます。錦江町の定める要件は十分クリアされていると思います。何ら問題は無いと思います。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号423号、424号について、7番 寺田委員お願いいたします。</p>
7 番 寺田委員	<p>はい。報告いたします。</p> <p>この件は継続の案件であり、借り人のT・Fさんは皆さんもご存じのとおり、立派な経営をされており何ら問題は無いと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に、受付番号425号、426号について、8番 安水委員お願いいたします。</p>
8 番 安水委員	<p>はい。ご報告をいたします。</p> <p>受付番号425号、426号についてですが、これは池田団地内にある圃場</p>

	<p>です。貸し人のD・Yさんと借り人のD・Iさんは親子関係であり、Iさんは数年前よりお父さんであるUさんの元と一緒に農業をされておられましたが、独立して自分でも農業経営をしたいということで今回の利用権設定の申請となりました。Iさんは真面目に農業に取り組んでおります。若い農業者が錦江町に根付こうとしております。どうぞよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これから、議案第37号のうち受付番号421号から426号までを採決します。 お諮りします。 議案第37号のうち受付番号421号から426号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、議案第37号のうち受付番号421号から426号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第37号のうち、受付番号427号から437号までについてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第37号のうち、受付番号427号から437号までについて説明をいたします。 先ず、受付番号427号の貸し人はY・Sさん、S在住の方です。申請地は城元字水越3191番、地目は畑、地積は6,962㎡となっています。貸付期間は平成31年1月26日から平成35年12月14日までで、小作料は45,000円となっています。 借り人は、I・Kさん、Z自治会在住の方です。I・Kさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者2名、雇用が3人で300日、小作地44,379㎡で、甘藷、野菜を主体とした経営をされています。農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、トラック、管理機各1台となっています。</p>

次の受付番号428号の貸し人はM・Kさん、K自治会在住の方です。申請地は神川字東上ノ迫1275番1、地目は畑、地積は908㎡となっています。貸付期間は平成31年1月26日から平成35年12月14日までで、小作料は3,000円となっています。

借り人は、K・Hさん、S自治会在住の方です。K・Hさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、小作地16,922㎡で、水稻、野菜を主体とした経営をされています。農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、掘り取り機、動噴、茎葉処理機各1台となっています。

受付番号427号、428号の担当調査員は、14番 本釜委員です。

次の受付番号429号から432号までの貸し人はK・Mさん、K市在住の方です。申請地は、429号が馬場字地荒神下2349番1、地目は田、地積は854㎡、430号が馬場字地荒神下2350番1、地目は田、地積は2,528㎡、431号が馬場字地荒神下2351番1、地目は田、地積は2,549㎡、432号が馬場字山之口出口1548番1、地目は田、地積は991㎡で、4筆の合計は6,922㎡となっています。貸付期間は平成31年1月26日から平成33年12月14日までで、小作料は全部で250,000円となっています。

受付番号429号から432号までの借り人は、K・Iさん、M町在住の方です。K・Iさんの経営状況は、世帯員5名、農業従事者1名、雇用が5人で30日、小作地6,922㎡で、水稻、馬鈴薯を主体とした経営をされています。農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラクター3台、耕運機2台、軽トラック、バインダー、管理機各1台となっています。

次の受付番号433号から435号までの貸し人はH・Mさん、F県在住の方です。申請地は、433号が馬場字山ノ口1538番1、地目は田、地積は633㎡、434号が馬場字山之口ノ上2201番、地目は田、地積は1,141㎡、435号が馬場字地荒神下2360番1、地目は田、地積は680㎡で、3筆の合計は2,454㎡となっています。貸付期間は平成31年1月26日から平成33年12月14日までで、小作料は全部で100,000円となっています。

受付番号433号から435号までの借り人は、H・Hさん、Y自治会在住の方です。H・Hさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者2名、自作地2,930㎡、小作地2,514㎡で、水稻、野菜を主体とした経営をされています。農業従事日数は250日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック各1台、管理機2台となっています。

受付番号429号から435号までの担当調査員は、15番 平原委員です。

次の受付番号436号、437号の貸し人はH・Kさん、H自治会在住の方

	<p>です。申請地は、436号が田代川原字四本松1981番3、地目は畑、地積は1,875㎡、437号が田代川原字四本松1982番4、地目は畑、地積は2,506㎡で、2筆の合計は4,381㎡となっています。貸付期間は平成31年1月26日から平成35年12月14日までで、小作料は436号が6,800円、437号が9,200円となっています。</p> <p>借り人は、N生産組合さん、M町に拠点を置く法人です。N生産組合さんの経営状況は、構成員2名、雇用が30人で5,000日、自作地12,777㎡、小作地74,996㎡で、茶、肉用牛、野菜を主体とした経営をされています。農業機械の所有状況は、トラクター3台、茶摘採機2台、茶防除機3台、管理機5台となっています。</p> <p>次の件の担当調査員は、弓指推進委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いします。先ず、受付番号427号、428号について、14番 本釜委員お願いいたします。</p>
14番 本釜委員	<p>報告します。</p> <p>427号、428号の借り人のI・KさんとK・Hさんは二人とも若いですが、新規認定農業者として頑張っておられます。圃場も綺麗にされており、錦江町の定める要件はクリアされていると思いますので、審議の方をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号429号から435号までについて、15番 平原委員お願いします。</p>
15番 平原委員	<p>はい。ご報告いたします。</p> <p>429号から432号までの案件は継続でございます。KさんはN木の出身で、圃場も周りも綺麗にされておりますので、何ら問題は無いかと思います。</p> <p>433号から435号につきましては、以前耕作されていた方が、地代が高いということで返されまして、誰かいないかと探していたところ、Hさんが、じゃあ作るがというようなことで新規で話がまとまったところでございます。Hさんに関しましても、圃場も周りも綺麗にされておりますので、何ら問題は無いかと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号436号、437号について、弓指推進委員お願いします。</p>

弓 指 推進委員	はい。このH・Kさんの畑は、以前からN生産組合さんの方で借りていまし て、今度、新規に正式に利用権を入れるということです。問題は無いかと思 います。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、各担当調査員から調査報告がありました。質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第37号のうち受付番号427号から437号までを採決 します。 お諮りします。 議案第37号のうち受付番号427号から437号までについては、原案 のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第37号のうち受付番号427号から437号まで については、原案のとおり決定しました。
議 長	ここで○番 ○委員、○番 ○委員の退出を求めます。 「○委員、○員退出」
議 長	次に議案第37号のうち、受付番号438号から444号までについて を議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第37号のうち、受付番号438号から444号までにつ いて説明をいたします。 先ず、受付番号438号から443号までの貸し人はN・Yさん、S自治会 在住の方です。申請地は、438号が田代麓字扇畑3447番3、地目は畑、 地積は4, 572㎡のうち2, 200㎡、439号が田代麓字扇畑3448番 1、地目は畑、地積は5, 436㎡のうち2, 500㎡、440号が田代麓字 扇畑3448番2、地目は畑、地積は279㎡、441号が田代麓字扇畑34 58番3、地目は畑、地積は1, 656㎡、442号が田代麓字扇畑3458 番5、地目は畑、地積は2, 640㎡、443号が田代麓字扇畑3459番2、

	<p>地目は畑、地積は2, 187㎡で、6筆の合計は11, 462㎡となっています。貸付期間は平成31年1月26日から平成35年12月14日までで、小作料は全部で55, 000円となっています。</p> <p>借り人は、(株) T・Fさん、K自治会に拠点を置く法人です。</p> <p>(株) T・Fさんの経営状況等は、先ほど説明しましたので省略いたします。受付番号438号から443号までの担当調査員は、西川推進委員です。</p> <p>次の受付番号444号の貸し人はF・Mさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字西ノ下870番、地目は田、地積は515㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成31年1月26日から平成32年12月14日までで、小作料は米30kgで2俵となっています。</p> <p>借り人は、H・Tさん、S自治会在住の方です。H・Tさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地17, 814㎡、小作地10, 575㎡で、水稻、野菜、茶を主体とした経営をされています。農業機械の所有状況は、トラクター2台、軽トラック、管理機、動噴、田植機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、4番 鳥越委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いしす。先ず、受付番号438号から443号までについて、西川推進委員お願いいたします。</p>
西 川 推進委員	<p>この案件は2年前、S・Kさんと利用権設定がなされていましたが、2年続けて甘藷のツル枯れ病が発生して合意解約となっております。今度、T・Fさんが近くで1.2haほどのネギ・キャベツを耕作されているため、そこに持ちかけたら借りれるということで、その現地確認、条件等を話し合い成立したものです。T・Fさんについては、先ほども出たように問題は無いかと思えますので、審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号444号について、4番 鳥越委員申し上げます。</p>
4 番 鳥越委員	<p>報告します。</p> <p>H・Tさんは皆さんご存知のH委員のご主人であります。この案件は継続の案件で、何ら問題は無いかと思えますので、審議の程をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>

委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第37号のうち受付番号438号から444号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第37号のうち受付番号438号から444号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第37号のうち受付番号438号から444号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>ここで○番 ○委員、○番 ○委員の入室を求めます。</p> <p>「○委員、○委員入室」</p>
議 長	<p>次に議案第37号のうち、受付番号445号、446号についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第37号のうち、受付番号445号、446号について説明をいたします。</p> <p>受付番号445号、446号までの貸し人は公益財団法人 県地域振興公社さん、鹿児島市に拠点を置く法人です。申請地は、445号が神川字木道原7495番3、地目は畑、地積は463㎡、446号が神川字木道原7496番3、地目は畑、地積は2,667㎡で、2筆の合計は3,130㎡となっています。貸付期間は平成31年2月15日から平成32年2月14日までで、小作料は445号が3,241円、446号が18,669円となっています。</p> <p>借り人は、F・Mさん、Y自治会在住の方です。F・Mさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者2名、自作地17,405㎡、小作地25,263㎡で、甘藷、大根を主体とした経営をされています。農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、2tダンプ各2台、タイヤショベル1台となっています。</p> <p>この件については、Fさんが農地売買事業を利用しまして3年間の貸借をして、本年2月に買い戻す予定でありましたが、急遽、機械の更新をしなければならなくなり、資金の手当てができないということで、1年間の期間延長を申</p>

	<p>し出られたところです。</p> <p>昨年の12月に振興公社、Fさん、そして事務局も入りまして3者で協議をいたしまして、止むを得ないということになったところでございます。ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第37号のうち受付番号445号、446号を採決します。お諮りします。</p> <p>議案第37号のうち受付番号445号、446号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第37号のうち受付番号445号、446号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第38号 非農地証明についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第38号について説明します。</p> <p>受付番号5号の申請者はY・Sさん、O自治会在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字平和平964番1、地籍は380㎡、地目は台帳は田、現況は雑種地となっています。</p> <p>14頁、15頁にかけて位置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>この件の担当調査員は、7番 寺田委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、7番 寺田委員をお願いします。</p>
7番 寺田委員	<p>はい。ご報告申し上げます。</p> <p>21日の日に事務局2名、平原委員、私の4名で現地調査をして参りまし</p>

	<p>た。15頁に地図がありますけれども、この土地は皆さんもご存じのUの駐車場になっている土地でございます。この土地はK酒店の娘さんがYさんに嫁がれまして、Y・Sになって相続された土地です。昨日話をして参りましたがけれども、ここは昔凹んだ、一段下がった土地でしたけれども、30年ぐらい前にTさんが残土が残っているということで埋め立てられたところです。Yさんのお母さんの御婆ちゃんがずっと耕作されていたそうですけれども、Uさんが出来て駐車場が無いから貸してくれというような話があったようです。その時に農業委員会に何らかの手続きをしなければならなかったのかなという気がしますけれども、年配でもあったし昔のことで、手続きをしてなかったということでした。現場を見てみますと、皆さんもご存じのことと思いますけれども、とてもじゃないけど農地に戻すことは難しいのかなあと考えたときに、非農地としなければ、砂利が入って駐車場になっていますからどうなのかなあと思っています。非農地としなければならぬのかなあと思っています。審議の程よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 ただいま担当調査員から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これから、議案第38号を採決します。 お諮りします。 議案第38号については、非農地とすることにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、議案第38号については、非農地とすることに決定しました。</p>
議長	<p>以上で、平成31年1月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。</p>

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

10番

11番

議事録調整者 窪 和人